

第5 [参 考]

1 税務機構及び職員数

機 構	各課 定数	職 員 数			機 構		
		男	女	計			
財 政 局 税 務 部	税 制 課	21	19	7	26	幸 区 役 所	会計管理係 市民税第1係 市民税第2係 計
	課 税 指 導 課	29	26	3	29		土地係 家屋第1係 家屋第2係 計
	市 民 税 課	20	12	9	21(1)		収 納 担 当 特別収納担当 計
	収 納 対 策 課	29	19	11	30		合 計
合 計		99	76	30	106(1)		
川 崎 区 役 所	市民税課	22	5	4	9	中 区 役 所	会計管理係 市民税第1係 市民税第2係 計
	市民税第1係 市民税第2係 計		4	3	7		土地係 家屋第1係 家屋第2係 計
	資産税課	24	6	2	8	高 区 役 所	収 納 担 当 特別収納担当 計
	土地係 家屋第1係 家屋第2係 家屋第3係 計		3	2	5		市民税課
納 税 課	26	13	8	21(2)	津 区 役 所	市民税第1係 市民税第2係 計	
特別収納担当 計		5	2	7		土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	
合 計		72	46	29	75(3)		収 納 担 当 特別収納担当 計
合 計							合 計

- (注) 1 課長は課の庶務担当係に含む。
 2 財政局税務部長は税制課に含む。
 3 職員数合計欄の()は、合計数のうち育児休業代替任期付職員数を示す。

(平成22年4月1日現在)

各課 定数	職 員 数			機 構	各課 定数	職 員 数													
	男	女	計			男	女	計											
16	5	2	7	宮 前 区 役 所	18	4	3	7											
	4	1	5			市民税課	市民税第1係 市民税第2係 計	3	3	6									
	3	1	4			資産税課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	5	5	5									
	12	4	16			納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	12	6	18									
14	6		6	多 摩 区 役 所	21	3	4	7											
	3	1	4			市民税課	市民税第1係 市民税第2係 計	3	3	6									
	3	1	4			資産税課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	3	3	6									
	12	2	14			納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	9	3	12									
10	6	2	8	麻 生 区 役 所	16	3	3	6											
	1	1	2			市民税課	市民税第1係 市民税第2係 計	4	1	5									
	7	3	10			資産税課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	5	5	5									
	40	31	9			40	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	16	12	4	16							
19	4	4	8(1)	高 津 区 役 所	22	9	2	11											
	4	2	6			市民税課	市民税第1係 市民税第2係 計	4	1	5									
	2	4	6			資産税課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	4	2	6									
	10	10	20(1)			納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	8	3	11									
20	6	2	8	高 津 区 役 所	26	10	3	13(1)											
	4	2	6			市民税課	市民税第1係 市民税第2係 計	1	1	2									
	4	3	7(1)			資産税課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	14	11	4	15(1)								
	14	7	21(1)			納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	15	8	7	15								
15	7	5	12	高 津 区 役 所	18	11	4	15(1)											
	1	2	3			市民税課	市民税第1係 市民税第2係 計	8	3	11									
	8	7	15			資産税課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	3	3	6									
	54	32	24			40	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	10	7	3	10							
54	4	3	7	高 津 区 役 所	21	10	3	13											
	5	2	7(1)			市民税課	市民税第1係 市民税第2係 計	3	3	6									
	2	3	5			資産税課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	4	1	5									
	11	8	19(1)			納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	4	2	6									
18	6	3	9	高 津 区 役 所	24	13	8	21(2)											
	3	3	6			市民税課	市民税第1係 市民税第2係 計	5	2	7									
	4	2	6			資産税課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	18	10	28(2)									
	13	8	21			納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	26	18	10	28(2)								
16	10	3	13	高 津 区 役 所	26	10	3	13											
	3		3			市民税課	市民税第1係 市民税第2係 計	13	8	21(2)									
	13	3	16			資産税課	土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	5	2	7									
	55	37	19			40	納 税 課	収 納 担 当 特別収納担当 計	72	46	29	75(3)							
合 計																			
合 計																			
税 務 職 員 総 数		475	327	162	489(8)														

2 税務事務分掌

機構	事 務 分 掌
財 税 制 政 課 局	(1) 市税制度の企画及び調査研究に関すること。 (2) 税務事務の企画、改善及び調整に関すること。 (3) (仮称) 市税事務所の整備に関すること。 (4) 市税システムの調整に関すること。 (5) 税務職員の研修に関すること。 (6) 税務査察に関すること。 (7) 市税の不服申立てに関すること。 (8) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (9) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。 (10) 税務統計に関すること。
	地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に関すること。 (11) 地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に関すること。
	(1) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。 (2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整に関すること。 (3) 市税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること。 (4) 特別土地保有税の賦課及び督促に関すること。 (5) 入湯税の賦課及び督促に関すること。 (6) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事務の企画、指導及び調整に関すること。 (7) 課税資料に関すること。
	(1) 給与所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。 (2) 公的年金等の所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課(年金保険者に係るものに限る。)に関すること。 (3) 特別徴収の市民税及び県民税の督促に関すること。
	(1) 市税収納対策の企画及び推進に関すること。 (2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導及び調整に関すること。 (3) 市税その他の収入金の調定管理及び収入整理に関すること。 (4) 市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。 (5) 納税思想の普及高揚に関すること。

機構	事 務 分 掌
各 区 市 役 所 民 川 税 崎 区 課 役 所 資 産 税 除 課 納 税 課 川 市 民 崎 区 税 課 役 所 資 産 税 課 納 税 課	(1) 法人の市民税の賦課に関すること。 (2) 軽自動車税の賦課に関すること。 (3) 事業所税の賦課に関すること。 (4) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。 (5) 公的年金等の所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課(年金保険者に係るものを除く。)に関すること。 (6) 納税思想の普及高揚に関すること。 (7) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)の証明及び閲覧に関すること。 上記のほか、区の会計事務に関すること。
	固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること(総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を除く。)
	市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税、特別土地保有税並びに入湯税を除く。)及び滞納処分に関すること。
	(1) 法人の市民税の賦課に関すること。 (2) 軽自動車税の賦課に関すること。 (3) 事業所税の賦課に関すること(2以上の区に事務所又は事業所を有する個人又は法人に係る調整事務を含む。) (4) 市たばこ税の賦課に関すること。 (5) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。 (6) 公的年金等の所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課(年金保険者に係るものを除く。)に関すること。 (7) 納税思想の普及高揚に関すること。 (8) 市税の証明及び閲覧に関すること。 上記のほか、区の会計事務に関すること。
	(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること(総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を含む。) (2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。
	市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税、特別土地保有税並びに入湯税を除く。)及び滞納処分に関すること。

3 市税税率等

区 分		平 成 21 年 度			
市 人	個 均 等 割	3,000円 (県民税 1,300円 ※1)			
	所 得 割	6/100 (県民税 4.025/100 ※2)			
民 法 人 税	均 等 割	資本金等の額・従業者数 下記以外の法人 50,000円 1億円超10億円以下50人以下 160,000 1千万円以下50人超 120,000円 1億円超10億円以下50人超 400,000 1千万円超1億円以下50人以下 130,000円 10億円超50億円以下50人以下 410,000 1千万円超1億円以下50人超 150,000円 10億円超50億円以下50人超 1,750,000			
	法 人 税 割	資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人並びに 14.7/100 保険業法に規定する相互会社及び受託法人 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人 13.5/100 その他の法人等 12.3/100			
固 定 資 産 税		1.4/100 (土地 30万円未満、家屋 20万円未満、償却資産 150万円未満)			
軽 自 動 車 税		1 原動機付自転車 2 軽自動車及び小型特殊自動車 50cc以下 1,000円 ア 軽自動車 イ 小型特殊自動車 90cc以下 1,200円 (ア) 2輪 (イ) 農耕作業用 90cc超 1,600円 (イ) 3輪 (イ) その他のもの ミニカー 2,500円 (ウ) 4輪 乗用 営業用 5,500円 " 自家用 7,200円 " 貨物 営業用 3,000円 " 自家用 4,000円 (エ) その他のもの 2,400円			
市 た ば こ 税		旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,564円			
特 別 土 地 保 有 税		平成15年度以降課税の停止 [保有分 1.4/100 (2,000㎡未満) 取得分 3/100 (2,000㎡未満)]			
入 湯 税		入湯客1人1日につき 150円			
事 業 所 税	資 産 割	事業所用家屋床面積 1㎡につき 600円 (1,000㎡以下)			
	従 業 者 割	従業者給与総額の 0.25/100 (100人以下)			
都 市 計 画 税		0.3/100			

(注) 固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の()内は、免税点を示す。

※1 県民税には、個人県民税超過課税による上乘せ分300円を含む。

※2 県民税には、個人県民税超過課税による上乘せ分0.025/100を含む。

平 成 22 年 度		納 期 (納 期 限)						
市 人	個 均 等 割	普通徴収	1 期 6月末日	2 期 8月末日	3 期 10月末日	4 期 1月末日		
	所 得 割	特別徴収 (年金分) ※3	仮 徴 収 ※4 4月	本 徴 収 ※4 6月	8月	10月	12月	2月
	特別徴収 (給与分)	翌月10日までに納入						
民 法 人 税	均 等 割	円 50億円超50人以下	410,000円					
	法 人 税 割	円 50億円超50人超	3,000,000円					
固 定 資 産 税		各事業年度終了後2ヶ月以内						
軽 自 動 車 税		3 2輪の小型自動車		4,000円				
市 た ば こ 税		平成22年10月1日から 4,618円		翌 月 末 日				
特 別 土 地 保 有 税		平成22年10月1日から 2,190円		翌 月 末 日				
入 湯 税		保有分・遊休土地分 5月末日						
事 業 所 税		遊休土地分 1.4/100 (1,000㎡未満)		取得分 8月末日又は2月末日				
都 市 計 画 税		翌 月 末 日						
事 業 所 税		法 人 各事業年度終了後2ヶ月以内						
都 市 計 画 税		個 人 翌年の3月15日まで						
都 市 計 画 税		固 定 資 産 税 と 同 じ						

※3 適用初年度は、1期・2期の普通徴収と、10月以降の特別徴収による。

※4 仮徴収各月の徴収額は前年度2月分と同額とし、残りの年税額の1/3を本徴収各月の徴収額とする。

4 市民税(個人)所得控除額等

区 分		平成 21 年 度		
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下……………収入金額×40%(最低控除額65万円)		
		" 180万円超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円		
		" 360万円超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円		
事業専従者給与	青色事業専従者給与	適正な給与の支給額		
	事業専従者控除(白色)	配偶者 860,000円、その他 500,000円		
所得控除	雑 損	「(損失額-補てん額)-総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額-5		
	医 療 費	(医療費の額-補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のい		
	社 会 保 険 料	支払った金額		
	小規模企業共済等掛金	支払った金額		
	生命保険料	生命保険料だけの場合	支払保険料が 15,000円以下……………全額	
			" 15,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+7,500円	
			" 40,000円超70,000円以下……………支払額×1/4+17,500円	
			" 70,000円超……………35,000円	
	地震保険料	地震保険料だけの場合	支払保険料が 50,000円以下…………… 支払額×1/2	
			" 50,000円超…………… 25,000円	
長期損害保険契約(※1)に係るものだけの場合【経過措置】		支払保険料が 5,000円以下……………全額		
		" 5,000円超15,000円以下…………… 支払額×1/2+2,500円		
	" 15,000円超…………… 10,000円			
	地震と長期の両方がある場合(※2)			
	上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 25,000円)			
寡婦・寡夫・勤労学生・障害者	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者	…………… 260,000円 特別障害者……………		
	配 偶 者	一般……………330,000円(同居特別障害者の場合560,000円) 老人……………		
	配 偶 者 特 別	配偶者の合計所得金額が		
扶 養 基 礎	一般……………	330,000円	50万円以上55万円未満……………	
		45万円以上50万円未満……………	310,000円 55万円以上60万円未満……………	
	特定……………	450,000円(" 680,000円)		
	330,000円			
税 額 調 整	○合計課税所得金額が200万円以下の場合	次の①と②のいずれか少ない金額の3%(県民税2%)		
	○合計課税所得金額が200万円を超える場合	次の①から②を引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の3%(県民税2%)		
配 当	○合計課税所得金額が200万円以下の場合	①右表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額		
	○合計課税所得金額が200万円を超える場合	①右表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額-200万円		
住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	配 当	配当所得の金額×1.6%(県民税1.2%)(課税総所得金額が1千万円を超える(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))		
	寄 附 金	(寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)-5,000円)×6%(県民税4%)		
	外 国 税 額	所得税で控除しきれない額があるとき、所得税外国税額控除限度額の県民税		
参 考	退 職 所 得 控 除	勤続年数が20年以下 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)		
	障・未・寡非課税範囲	" 20年超 800万円+70万円×(勤続年数-20年)		
	合計所得金額	125万円以下		

		平成 22 年 度	
		収入金額が660万円超1,000万円以下… 収入金額×10%+1,200,000円	
		" 1,000万円超……………収入金額×5%+1,700,000円	
万円)のいずれか多い方の金額			
れか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)			
個人年金保険料だけの場合			
支払保険料が 15,000円以下……………全額		生命保険料と個人年金保険料が両方ある場合	
" 15,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+7,500円		左の算式で求めたそれぞれの額の合計	
" 40,000円超70,000円以下……………支払額×1/4+17,500円			
" 70,000円超……………35,000円			
※1. 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約			
※2. 長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当			
…………… 300,000円		特定の寡婦…………… 300,000円	
…………… 380,000円(同居特別障害者の場合610,000円)			
…………… 260,000円		60万円以上65万円未満……………	160,000円 70万円以上75万円未満…………… 60,000円
…………… 210,000円		65万円以上70万円未満……………	110,000円 75万円以上76万円未満…………… 30,000円
老人……………		380,000円(同居特別障害者の場合610,000円)	
同居老親等……………		450,000円(" 680,000円)	
控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者 普通	1万円	寡夫控除	1万円
控除 特別	10万円	勤労学生控除	1万円
寡婦 一般	1万円	配偶者 一般	5万円
控除 特別	5万円	控除 老人	10万円
		扶養 控除	
		一般	5万円
		特定	18万円
		老人	10万円
		同居老親	13万円
		配偶者 特別控除	38万円超40万円未満
		基礎 控除	40万円以上45万円未満
			5万円
場合の超える部分の金額は×0.8%(県民税0.6%)			
次の①と②のいずれか少ない金額の60%(県民税40%)			
※ 平成11年から平成18年までの間又は平成21年から平成25年までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた場合			
①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額			
②所得税の課税総所得金額等の合計額×5%(限度額 97,500円)			
(地方公共団体に対する寄附金については、調整控除後所得割額の1割を限度に特例控除額を加算)			
は12%、市民税は18%を限度として、県民税所得割額から順次控除			
(障害者になったことに基因して退職したときは100万円を加算)			

5 所得税の諸控除

区 分		平成 20 年 分			
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下……………	収入金額×40% (最低控除額65万円)		
		” 180万超360万円以下……………	収入金額×30%+180,000円		
		” 360万超660万円以下……………	収入金額×20%+540,000円		
		” 660万超1,000万円以下……………	収入金額×10%+1,200,000円		
		” 1,000万円超……………	収入金額×5%+1,700,000円		
青色事業専従者給与	適正な給与の支給額				
事業専従者控除(白色)	配偶者 860,000円、その他 500,000円				
所得控除	雑 損	「(損失額－補てん額)－総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額－5万円」のいずれか多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。)			
	医 療 費	(医療費の額－補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)			
	社 会 保 険 料	支払った金額			
	小規模企業共済等掛金	支払った金額			
	生 命 保 険 料	生命保険料だけの場合			
			支払保険料が 25,000円以下……………	全額	
			” 25,000円超50,000円以下……………	支払額×1/2+12,500円	
			” 50,000円超100,000円以下……………	支払額×1/4+25,000円	
	地 震 保 険 料	地震保険料だけの場合			
			支払保険料が 50,000円以下……………	全額	
		” 50,000円超……………	50,000円		
		長期損害保険契約(※1)に係るものだけの場合【経過措置】			
寄 附 金	支払保険料が 10,000円以下…………… 全額				
		” 10,000円超20,000円以下……………	支払額×1/2+5,000円		
		” 20,000円超……………	15,000円		
		地震と長期の両方がある場合(※2)			
寡 婦 ・ 寡 夫 ・ 勤 労 学 生 ・ 障 害 者	上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 50,000円)				
	「特定寄附金の額の合計額」又は「総所得金額等の40%相当額」のいずれか少ない方の金額－5千円				
	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者……………	270,000円	特定の寡婦……………		
	特別障害者……………	400,000円			
配 偶 者	一般…………… 380,000円(同居特別障害者の場合730,000円) 老人……………				
	配偶者の合計所得金額が				
		38万円超40万円未満……………	380,000円 50万円以上55万円未満……………		
		40万円以上45万円未満……………	360,000円 55万円以上60万円未満……………		
配 偶 者 特 別		45万円以上50万円未満……………	310,000円 60万円以上65万円未満……………		
	扶 養	一般…………… 380,000円(同居特別障害者の場合730,000円)			
			特定……………	630,000円(” 980,000円)	
			老人……………	480,000円(” 830,000円)	
		同居老親等……………	580,000円(” 930,000円)		
基 礎	380,000円				
	配 当	配当所得の金額×10%(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))			
		住 宅 借 入 金 等 特 別	平成20年1月1日～20年12月31日までに居住を開始した場合(次の①か②を選択)		
				① [当初6年間]……………残高(2千万円以下の部分)×1% (限度額20万円)	
			[7～10年目]……………残高(2千万円以下の部分)×0.5% (限度額10万円)		
	② [当初10年間]……………残高(2千万円以下の部分)×0.6% (限度額12万円)				
	[10～15年目]……………残高(2千万円以下の部分)×0.4% (限度額8万円)				
政 党 等 寄 附 金 特 別	(政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額－5千円)×30%(限度額 所				
	住 宅 耐 震 改 修 特 別	住宅耐震改修に要した費用の額×10%(限度額20万円)			
		住 宅 特 定 改 修 特 別			
			認 定 長 期 優 良 住 宅 新 築 等 特 別		
外 国 税 額				外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別控除等を除	

注) 住宅特定改修特別税額控除及び認定長期優良住宅新築等特別控除は、住宅借入金等特別税額控除を

平 成 21 年 分	
個人年金保険料だけの場合	
支払保険料が 25,000円以下……………	全額
” 25,000円超50,000円以下……………	支払額×1/2+12,500円
” 50,000円超100,000円以下……………	支払額×1/4+25,000円
” 100,000円超……………	50,000円
生命保険料と個人年金保険料が両方ある場合	
左の算式で求めたそれぞれの額の合計	
$\begin{aligned} & \left[\left(\text{支払保険料} - \text{個人年金保険料} \right) \times \frac{1}{2} + 12,500 \right] + \left[\text{個人年金保険料} \times \frac{1}{4} + 25,000 \right] \\ & \text{円} \end{aligned}$	
※1. 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約	
※2. 長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当	
少ない方の金額)－5千円	
……………350,000円	
……………480,000円(同居特別障害者の場合830,000円)	
……………260,000円 65万円以上70万円未満…………… 110,000円	
……………210,000円 70万円以上75万円未満…………… 60,000円	
……………160,000円 75万円以上76万円未満…………… 30,000円	
の金額は×5%)	
平成21年1月1日～21年12月31日までに居住を開始した場合	
① ②以外	
[当初10年間]……………残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円)	
② 平成21年6月4日以降に居住を開始した認定長期優良住宅	
[当初10年間]……………残高(5千万円以下の部分)×1.2% (限度額60万円)	
得税額の25%)	
(「改修に要した費用」と「改修に係る耐震工事の標準的な費用」のいずれか少ない額)×10%(限度額20万円)	
特定居住者は①+②、特定居住者以外は②(限度額20万円(②に太陽光発電設備設置工事を含む場合は30万円))	
①(高齢者等居住改修工事等に「要した費用」と「標準的な費用」のいずれか少ない額)×10%	
②(一般断熱改修工事等に「要した費用」と「標準的な費用」のいずれか少ない額)×10%	
平成21年6月4日から平成23年12月31日に居住を開始した認定長期優良住宅	
(認定長期優良住宅の認定基準に適合するために必要な標準的ななかり増し費用の額)×10%(限度額100万円)	
いた額×国外所得総額÷所得総額)	
適用する場合は、適用されない。	

6 市内税務署取扱い国税額累年比較

税 目 別	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額
総額	882,178,724	823,730,114	892,870,465	837,820,371	850,302,112	803,158,060	773,390,583
所得	175,601,969	166,311,730	190,262,181	181,384,427	183,617,643	174,773,429	178,834,766
源泉	124,766,367	120,825,115	134,963,616	131,091,596	125,450,039	121,684,645	127,359,619
申告	50,835,602	45,486,615	55,298,565	50,292,831	58,167,604	53,088,784	51,475,147
法人	92,769,974	92,056,992	104,731,845	102,563,785	91,745,379	90,708,022	62,412,111
相続	28,695,774	22,616,589	26,345,847	22,773,037	23,422,593	21,779,392	26,380,938
消費	103,768,933	98,187,030	110,779,099	104,943,788	103,980,423	98,079,408	101,150,167
酒	X	X	X	X	5,437,276	5,437,276	5,934,194
たばこ税・たばこ特別税	33	-	33	-	33	-	33
揮発油税等	473,232,411	436,466,946	452,850,956	418,261,456	439,548,004	409,839,010	396,456,384
その他	X	X	X	X	2,550,761	2,541,523	2,221,989
川崎南税務署取扱分	658,240,439	615,694,978	659,129,389	617,102,040	629,376,475	593,726,535	570,117,260
川崎北税務署取扱分	176,730,196	165,365,834	181,522,350	172,730,476	168,506,841	160,216,022	154,204,600
川崎西税務署取扱分	47,208,088	42,669,302	52,218,726	47,987,855	52,418,796	49,215,503	49,068,723

(注) 1 表中「X」は、東京国税局において個人情報保護の観点から計数を秘匿することとされているもの
2 表中の消費税額は、消費税と地方消費税（地方消費税は、国が消費税と併せて賦課徴収している道府それぞれ地方消費税相当分を除いた推計額となる。
3 表中の揮発油税等は、平成20年度以前は揮発油税及び地方道路税、平成21年度は揮発油税及び地方道

7 市内県税事務所取扱い県税額累年比較

税 目 別	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額
総額	117,386,293	112,847,211	122,436,606	117,935,985	166,172,169	160,990,082	149,314,974
県民税個人	36,355,969	33,798,162	39,677,038	37,215,382	74,011,430	70,554,698	81,582,855
県民税法人	8,281,175	8,257,239	9,950,086	9,928,359	11,762,416	11,746,629	7,738,924
事業税個人	4,254,180	4,099,867	4,202,556	4,082,459	4,271,605	4,147,883	4,227,073
事業税法人	48,105,892	48,063,934	51,121,759	50,948,754	58,919,118	58,843,877	42,124,151
不動産取得税	6,529,182	5,600,086	6,737,378	5,765,384	7,331,189	6,522,193	5,691,600
ゴルフ場利用税	70,258	70,258	70,837	70,837	68,169	68,169	64,950
臨時特例企業税	3,067,087	3,067,087	919,996	919,996	978,760	978,760	378,453
軽油引取税	10,722,549	9,890,578	9,756,955	9,004,814	8,829,483	8,127,874	7,506,967
狩猟税	-	-	-	-	-	-	-
旧法による税	-	-	-	-	-	-	-
川崎県税事務所取扱分	70,126,236	67,134,864	78,276,890	75,386,160	115,754,589	112,032,727	113,284,943
高津県税事務所取扱分	42,031,628	40,603,374	38,554,757	37,137,559	44,562,772	43,365,002	30,978,943
麻生県税事務所取扱分	5,228,429	5,108,973	5,604,959	5,412,266	5,854,808	5,592,353	5,051,088

(注) 1 総額は、端数整理のため項目ごとの合計と一致しない場合がある。
2 平成20年度までの法適用による軽油引取税は、平成21年度から旧法による税に計上される。

(単位 千円・%)

0 年度	平成 21 年度	前 年 比										
		17 年度		18 年度		19 年度		20 年度		21 年度		
		徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	
720,694,243	758,693,660	706,625,275	105.5	106.4	101.2	101.7	95.2	95.9	91.0	89.7	98.1	98.0
170,468,163	148,342,417	140,206,804	102.6	103.0	108.3	109.1	96.5	96.4	97.4	97.5	82.9	82.2
123,760,497	101,546,877	98,038,673	101.5	101.6	108.2	108.5	93.0	92.8	101.5	101.7	79.7	79.2
46,707,666	46,795,540	42,168,131	105.4	106.6	108.8	110.6	105.2	105.6	88.5	88.0	90.9	90.3
61,522,298	46,175,301	45,535,291	137.9	138.2	112.9	111.4	87.6	88.4	68.0	67.8	74.0	74.0
24,599,909	28,711,647	27,091,846	96.7	109.4	91.8	100.7	88.9	95.6	112.6	113.0	108.8	110.1
95,611,252	102,937,369	97,541,676	104.0	103.8	106.8	106.9	93.9	93.5	97.3	97.5	101.8	102.0
5,934,194	6,454,988	6,454,988	-	-	-	-	-	-	109.1	109.1	108.8	108.8
33	-	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	皆増	皆減	皆減
360,402,833	424,221,066	387,953,964	102.7	103.2	95.7	95.8	97.1	98.0	90.2	87.9	107.0	107.6
2,155,562	1,850,874	1,840,707	-	-	-	-	-	-	87.1	84.8	83.3	85.4
528,351,060	572,444,117	530,939,490	106.6	107.4	100.1	100.2	95.5	96.2	90.6	89.0	100.4	100.5
145,947,693	140,812,583	132,840,294	101.1	102.4	102.7	104.5	92.8	92.8	91.5	91.1	91.3	91.0
46,395,490	45,436,960	42,845,491	106.5	108.8	110.6	112.5	100.4	102.6	93.6	94.3	92.6	92.3

である。
県税である。)の合算額から地方消費税相当分を除いた推計額である。したがって、総額並びに各税務署取扱分も、
路税と揮発油税及び地方揮発油税の合計値である。

(単位 千円・%)

0 年度	平成 21 年度	前 年 比										
		17 年度		18 年度		19 年度		20 年度		21 年度		
		調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	
143,769,058	130,014,005	123,973,874	107.4	107.7	104.3	104.5	135.7	136.5	89.9	89.3	87.1	86.2
77,341,793	82,683,338	77,855,318	103.8	105.0	109.1	110.1	186.5	189.6	110.2	109.6	101.3	100.7
7,731,939	5,653,046	5,644,614	102.1	102.0	120.2	120.2	118.2	118.3	65.8	65.8	73.0	73.0
4,107,033	4,140,937	4,032,992	98.9	99.5	98.8	99.6	101.6	101.6	99.0	99.0	98.0	98.2
42,163,269	24,818,827	24,790,920	114.5	114.4	106.3	106.0	115.3	115.5	71.5	71.7	58.9	58.8
5,073,421	5,547,278	5,005,962	133.5	131.9	103.2	103.0	108.8	113.1	77.6	77.8	97.5	98.7
64,950	60,646	60,646	101.8	101.8	100.8	100.8	96.2	96.2	95.3	95.3	93.4	93.4
378,453	24,445	24,445	90.2	90.2	30.0	30.0	106.4	106.4	38.7	38.7	6.5	6.5
6,908,200	5,907,229	5,747,168	93.4	93.0	91.0	91.0	90.5	90.3	85.0	85.0	78.7	83.2
-	-	-	皆減	皆減	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1,178,258	811,809	-	-	-	-	-	-	-	-	皆増	皆増
108,806,917	103,040,354	97,912,297	106.5	106.9	111.6	112.3	147.9	148.6	97.9	97.1	91.0	90.0
30,135,235	23,166,862	22,436,651	108.8	108.7	91.7	91.5	115.6	116.8	69.5	69.5	74.8	74.5
4,826,906	3,806,789	3,624,926	109.9	110.5	107.2	105.9	104.5	103.3	86.3	86.3	75.4	75.1

8 指定都市の状況(平成21年度)

(1) 人口等

区 分	川 崎 市		札 幌 市		仙 台 市		さ い た ま 市	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
人 口 等	人 口 (人)	1,393,760 101.5	1,899,664 100.2	1,031,961 100.2	1,211,657 101.6			
	世 帯 数 (世帯)	642,104 102.2	879,709 101.3	453,783 101.1	511,136 104.4			
	面 積 (km ²)	144.35 100.0	1,121.12 100.0	788.09 100.0	217.49 100.0			
	人 口 密 度 (人/km ²)	9,655 101.5	1,694 100.2	1,309 100.2	5,571 101.6			
一 般 会 計	歳 入 額 (A)	605,722,475 103.4	819,022,211 107.1	429,886,047 105.3	428,660,084 100.7			
	歳 出 額	592,702,313 103.2	817,224,844 107.2	427,744,675 105.5	419,263,678 105.2			
基 準 財 政	収 入 額 (B)	222,170,719 98.0	224,757,157 96.2	143,026,782 96.4	170,937,923 97.8			
	需 要 額 (C)	197,815,287 95.9	324,681,374 97.6	165,029,067 95.7	165,506,820 97.7			
	予 算 額 (D)	289,045,459 99.5	275,400,000 97.2	174,767,700 97.3	215,292,843 97.3			
市 税	調 定 額 (E)	296,715,444 97.2	291,485,170 97.7	186,877,955 97.0	230,596,281 98.3			
	収 入 額 (F)	285,247,073 97.1	274,794,188 97.4	175,213,353 96.8	216,469,743 97.7			
	不納欠損額	701,956 75.7	1,537,902 90.0	1,739,359 96.4	1,014,329 104.3			
	徴 税 費 (G)	4,452,857 99.2	6,952,129 94.4	6,062,781 123.5	4,379,798 98.9			
道 府 県 民 税 徴 収 取 扱 費	道 府 県 民 税 徴 収 取 扱 費 (H)	2,450,294 82.7	2,856,844 82.7	1,618,231 83.2	1,976,620 81.7			
	徴税費の割合 (G-H)÷F	0.7 -	1.5 -	2.5 -	1.1 -			
	税務職員数(臨時職員含む)	529 102.1	750 99.6	355 100.6	357 99.2			
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合 (F/A)	47.1 -	33.6 -	40.8 -	50.5 -			
	基準財政収入額／基準財政需要額 (B/C)	112.3 -	69.2 -	86.7 -	103.3 -			
	市 税 対 予 算 比 (F/D)	98.7 -	99.8 -	100.3 -	100.5 -			
	市 税 対 調 定 比 (F/E)	96.1 -	94.3 -	93.8 -	93.9 -			

(注) 1 人口等は、平成21年1月1日現在である。

2 徴税費等は、「平成22年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の平成21年度実績によるた

(単位 千円・人・%)

千 葉 市	横 浜 市		新 潟 市		静 岡 市		浜 松 市	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
949,236 101.1	3,654,427 100.6	812,246 99.9	718,695 101.1	813,542 100.3				
395,516 102.1	1,559,178 101.6	306,740 101.1	279,985 102.1	305,010 101.1				
272.08 100.0	434.98 100.0	726.10 100.0	1,411.81 101.7	1,511.17 100.0				
3,489 101.1	8,401 100.6	1,119 99.9	509 99.4	538 100.2				
353,086,403 109.2	1,518,558,843 107.3	360,956,535 109.1	302,683,517 105.4	284,061,841 100.2				
351,843,893 109.2	1,504,089,521 111.8	357,903,631 109.2	296,281,330 106.6	275,353,644 100.5				
138,557,686 95.3	555,200,539 96.2	101,651,997 96.5	105,462,415 96.2	116,081,779 94.0				
138,466,712 97.8	545,796,712 96.2	148,835,474 100.2	115,394,498 98.5	131,234,580 98.5				
175,510,000 97.0	712,687,800 97.8	118,014,618 96.6	124,590,000 96.1	127,000,000 92.8				
186,750,592 96.4	735,125,637 97.8	125,856,829 97.3	133,995,740 96.5	137,371,930 94.3				
172,371,636 96.7	713,954,365 97.9	118,261,728 97.4	124,897,427 96.1	128,156,742 93.6				
1,835,409 92.6	4,044,092 114.2	580,564 77.4	619,393 110.4	1,047,812 190.9				
3,293,655 94.7	11,704,852 97.3	2,681,984 93.9	2,667,719 101.8	2,898,932 98.6				
1,567,835 75.0	6,238,826 72.6	1,357,752 73.8	1,211,673 81.9	1,393,820 80.1				
1.0 -	0.8 -	1.1 -	1.2 -	1.2 -				
343 107.2	1,255 104.6	292 96.7	292 100.3	320 96.1				
48.8 -	47.0 -	32.8 -	41.3 -	45.1 -				
100.1 -	101.7 -	68.3 -	91.4 -	88.5 -				
98.2 -	100.2 -	100.2 -	100.2 -	100.9 -				
92.3 -	97.1 -	94.0 -	93.2 -	93.3 -				

め、道府県民税徴収取扱費には、過誤納還付分及び配当割等控除分は含まない。

8 指定都市の状況(平成21年度)(続)

(1) 人口等(続)

区 分	名古屋市		京都市		大阪市		堺市	
		前年比		前年比		前年比		前年比
人口等	人口(人)	2,250,234 100.5	1,467,398 99.9	2,653,981 100.3	836,581 100.1			
	世帯数(世帯)	1,001,830 101.4	672,454 100.9	1,291,337 101.3	329,424 98.4			
	面積(km ²)	326.45 100.0	827.90 100.0	222.30 100.1	149.99 100.0			
	人口密度(人/km ²)	6,893 100.5	1,772 99.9	11,939 100.2	5,578 100.2			
一般会計	歳入額(A)	1,031,118,000 106.4	734,004,270 100.2	1,698,247,778 107.4	338,862,832 113.7			
	歳出額	1,026,543,818 106.3	730,372,213 99.9	1,696,449,350 107.4	336,113,509 114.2			
基準財政	収入額(B)	396,236,576 95.6	202,512,838 96.1	493,388,749 92.7	107,420,304 97.0			
	需要額(C)	372,080,471 95.8	266,934,946 97.1	531,092,256 96.8	128,989,376 96.3			
市税等	予算額(D)	493,501,291 95.7	262,428,000 98.6	620,993,737 92.4	128,076,000 97.0			
	調定額(E)	508,249,323 96.1	260,333,092 95.0	656,263,619 93.3	133,786,486 96.4			
	収入額(F)	493,790,488 95.6	252,455,457 94.8	623,613,152 93.0	127,339,104 96.1			
	不納欠損額	1,200,770 94.9	638,316 86.9	3,448,712 105.2	502,381 83.0			
徴税費等	徴税費(G)	13,443,377 106.1	7,134,740 94.8	14,071,380 95.6	3,983,469 113.2			
	道府県民税徴収取扱費(H)	3,665,749 80.5	2,137,537 87.8	3,835,701 82.8	1,214,593 82.5			
	徴税費の割合(G-H)/F	2.0 -	2.0 -	1.6 -	2.2 -			
税務職員数(臨時職員含む)	1,144 100.7	708 98.7	1,299 102.5	338 103.0				
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合(F/A)	47.9 -	34.4 -	36.7 -	37.6 -			
	基準財政収入額/基準財政需要額(B/C)	106.5 -	75.9 -	92.9 -	83.3 -			
	市税収入額対予算比(F/D)	100.1 -	96.2 -	100.4 -	99.4 -			
	市税収入額対調定比(F/E)	97.2 -	97.0 -	95.0 -	95.2 -			

(注) 1 人口等は、平成21年1月1日現在である。

2 徴税費等は、「平成22年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の平成21年度実績によるた

(単位 千円・人・%)

神戸市	岡山市		広島市		北九州市		福岡市	
		前年比		前年比		前年比		前年比
1,534,157 100.2	697,882 100.3	1,167,803 100.3	985,023 99.8	1,440,973 100.7				
669,243 101.4	289,786 101.2	505,729 100.9	426,290 101.0	686,966 101.6				
552.80 100.0	789.91 100.0	905.13 100.0	487.88 100.0	340.96 100.1				
2,775 100.2	883 100.2	1,290 100.3	2,019 99.8	4,226 100.6				
782,532,105 109.3	252,218,102 108.4	574,469,470 103.9	533,344,160 107.4	748,962,248 110.8				
776,761,347 110.2	245,463,146 108.0	572,089,881 104.4	529,651,388 107.7	741,444,148 111.1				
214,726,414 96.7	93,109,234 102.7	165,541,788 98.9	130,773,550 95.3	208,196,821 96.4				
294,036,826 97.1	124,529,895 108.2	203,189,177 96.2	188,527,194 96.9	248,235,545 97.5				
269,574,911 96.5	107,538,390 95.7	202,303,072 95.1	160,050,400 95.3	262,778,535 96.0				
287,237,258 98.4	116,146,482 95.9	212,147,667 95.6	167,355,574 96.4	276,239,143 97.1				
273,085,607 98.3	108,573,090 95.7	202,283,506 95.1	160,893,827 96.1	264,210,966 96.9				
1,021,847 85.0	631,082 100.2	650,854 94.8	412,579 133.8	1,240,776 89.2				
7,458,657 102.3	2,102,040 85.3	3,767,798 91.3	4,715,282 96.9	5,620,611 95.2				
2,385,408 87.1	1,031,741 65.5	1,992,743 87.5	1,491,638 78.7	2,254,419 87.4				
1.9 -	1.0 -	0.9 -	2.0 -	1.3 -				
670 97.5	201 97.6	449 99.8	447 96.8	539 99.3				
34.9 -	43.0 -	35.2 -	30.2 -	35.3 -				
73.0 -	74.8 -	81.5 -	69.4 -	83.9 -				
101.3 -	101.0 -	100.0 -	100.5 -	100.5 -				
95.1 -	93.5 -	95.4 -	96.1 -	95.6 -				

め、道府県民税徴収取扱費には、過誤納還付分及び配当割等控除分は含まない。

8 指定都市の状況(平成21年度)(続)

(2) 市税等決算額

(単位 千円・%)

Table with columns for categories (川崎市, 札幌市, 仙台市, さいたま市) and rows for various tax items and their financial data.

